

○出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について
(平成 19 年 10 月 4 日)
(健衛発第 1004001 号)

(各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省健康
局生活衛生課長通知)

標記については、平成 19 年 10 月 4 日健発第 1004002 号厚生労働省健
康局長通知をもって通知されたところであるが、この「出張理容・出張
美容に関する衛生管理要領」は、出張理容・出張美容の衛生を確保する
ために定められたものであるので、下記事項に留意し、その実施に遺漏
のないようお願ひする。

記

- 1 出張理容・出張美容に関する条例又は要綱等を制定する場合には、既
存の営業者が円滑に対応できるよう、必要に応じて周知期間を設ける
などの配慮をすること。
- 2 営業者が複数の都道府県等にまたがって出張理容・出張美容を行おう
とする場合には、それぞれの地域において適切に指導監督を行う必要
があること。
- 3 従来、昭和 26 年 10 月 1 日付け環衛第 113 号・東京都衛生局公衆衛
生課長宛、厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長回答に見られる
ように、国として、出張理容・出張美容については、理容所、美容所
の所属如何を問わず、理容師、美容師であれば差し支えないとの考え方
に立っていたが、今般の局長通知により、出張理容・出張美容につ
いては、指導の枠組みを含め、所要の衛生措置が確保されている理容
師・美容師に限るとの考え方へ変更されているので、留意されたいこ
と。